

黒塗り違法判断

「隠蔽体質」変わるか

県、判決沿い公開へ

県が公文書の一部を黒塗りして公開したことに對し、最高裁判事小法廷は14日、「違法」との判断を下した。情報公開に取り組み姿勢を問われた裁判で敗れたことで、県の文書公開のあり方は今後、大きな転換を迫られることになりそうだ。

原告「監視の目強化期待」

「（これまでの文書の）転換してほしい」
非公開は「県の隠蔽体質」
最高裁判決を受け、岐阜市内で記者会見した原告の寺町氏はこう話す。今後、大きな転換を迫られることになりそうだ。



最高裁判決を受け、記者会見する寺町知正さん（岐阜市瑞穂町の県弁護士会館で）

寺町さんは「すっきりした判決。文書の出し渡りは全国でも少数派になっており、情報公開に関しては改善できるを得ないだろう。これで県民の監視の目が強化される」と評価した。

寺町氏は「県が自分たちに不利な部分を隠しているのではないかの疑いがあった」と指摘。「『カラ出張や車の部分だから隠したい』という意図はアカンよ。最高裁が言っている、と力を込め

た。最高裁判決は「情報が記録されている部分だけが請求の対象になるのではなく、公文書全体がその対象になる」と指摘。「請求以外の部分を黒塗りにするのは違法だ」と断じた。

判決に對し、古田聖知事は「趣旨に符い、情報公開制度を適正に運用したい」との談話を発表。県の情報公開を担当する文書法務室は、対象となった公文書は近く、判決に従って公開するとしている。今後、公開請求があったほかの文書についても、今回の判決に沿った方法で公開するとしている。

寺町氏は「99年、海津町（現・海津市）の県営の渡り船について情報公開を請求した。ところが、公開された文書で、渡船組合の代表者名

「隠ぺい体質改善を」原告の住民グループが会見

原告の住民グループが会見

判決が「県が公開請求対象外の情報を非公開としたのは違法だ」との初判断を示した14日の判決を受け、原告の山梨市の住民グループは同日、岐阜市内で会見し、「県が積極的に情報を公開するきっかけになってほしい」と述べた。

原告側は会見で「請求外情報を公開しないという話は、他の自治体では聞いたことがない。県が隠ぺい体質を改善し、積極的に情報を公開するきっかけになってほしい」と話した。

一方、古田聖知事は判決は、私どもの主張が認められない内容のものとなった。今後は判決の趣旨に沿って、情報公開制度を適正に運用していきたい」とのコメントを発表した。【秋山信一】

2005.6.15 朝日

2005.6.15 毎日